3　その他
その他復興推進会議の運営に関する所要の規定を置くこととした。（第三条及び第四条関係）
4　施行期日
この政令は、復興庁設置法（平成二三年法律第一二五号）の施行の日（平成二四年二月一〇日）から施行することとした。

◇**復興推進委員会令**（政令第二四号）（内閣官房）
1　委員長及び委員の任期
復興推進委員会（以下「委員会」という。）の委員長及び委員の任期は、二年とすることとした。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。（第一条関係）
2　委員長
委員長は、会務を総理し、委員会を代表することとした。（第二条関係）
3　委員長代理
委員会に、委員長代理を置き、委員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てることとした。（第三条関係）
4　専門委員
委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第四条関係）
5　部会
委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第五条関係）
6　その他
その他委員会の運営に関する所要の規定を置くこととした。（第六条～第八条関係）
7　施行期日
この政令は、復興庁設置法（平成二三年法律第一二五号）の施行の日（平成二四年二月一〇日）から施行することとした。

◇**復興庁設置法第四条第二項第三号イ及び口の事業を定める政令**（政令第二五号）（内閣官房）
1　必要な予算を一括して要求し、確保する事業
復興庁設置法（平成二三年法律第一二五号）第四条第二項第三号イの政令で定める事業は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二三年法律第七六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策に係る事業であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第四条に規定する警察施設の復旧に係るもの等とすることとした。（第一条関係）
2　実施に関する計画を定める事業
復興庁設置法第四条第二項第三号ロの政令で定める事業は、1の事業のうち東日本大震災復興特別区域法（平成二三年法律第一二二号）第七八条第一項に規定する復興交付金事業等に係る事業等とすることとした。（第二条関係）
3　施行期日
この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二四年二月一〇日）から施行することとした。

政令

復興庁設置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十四年二月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二十一号

復興庁設置法の施行期日を定める政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁設置法の施行期日は、平成二十四年二月十日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦

復興庁組織令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十四年二月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二十二号

復興庁組織令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項及び附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（統括官）

第一条　復興庁に、統括官二人を置く。

2　統括官は、命を受けて、復興庁設置法第四条第一項及び第二項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

一　機密に関すること。
二　復興庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
三　内閣総理大臣の官印及び庁印の保管に関すること。
四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
五　法令案その他の公文書類の審査に関すること。
六　復興庁の保有する情報の公開に関すること。
七　復興庁の保有する個人情報の保護に関すること。
八　復興庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
九　復興庁の行政の考査に関すること。
十　国会との連絡に関すること。
十一　広報に関すること。
十二　復興庁の機構及び定員に関すること。
十三　復興庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
十四　復興庁所管の国有財産及び物品の管理に関すること。
十五　復興庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
十六　復興庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
十七　前各号に掲げるもののほか、復興庁の所掌事務に関すること。